令和７年度

第２回　明石市都市計画審議会

議　事　録

＜ＨＰ公開用＞

日時：令和８年１月２９日（木）午後２時００分～

場所：市役所議会棟　大会議室

令和７年度　第２回明石市都市計画審議会

日時：令和８年１月２９日（木）午後２時００分～

場所：市役所議会棟　大会議室

会　議　次　第

１　開　　　　会

２　議事録署名人の選出

３　議　　　　題

（１）　議案事項

①議案第１号　東播都市計画地区計画（藤江中畑地区地区計画）の決定［明石市決定］

（２）　諮問事項

①諮問第１号　景観計画の策定［明石市決定］

②諮問第２号　東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更［兵庫県決定］

③諮問第３号　東播都市計画都市再開発の方針の変更［兵庫県決定］

④諮問第４号　東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更［兵庫県決定］

⑤諮問第５号　東播都市計画防災街区整備方針の変更［兵庫県決定］

⑥諮問第６号　東播都市計画区域区分の変更［兵庫県決定］

４　その他

５　閉　　　　会

○出席委員（１３名）

安　枝　会　長	水　野　副会長	小　池　委　員
西　川　委　員	嶋　本　委　員	飯　田　委　員
榎　本　委　員	寺　井　委　員	正　木　委　員
山　下　委　員	植　村　委　員	藤　田　委　員
戎　本　委　員		

○出席幹事（４名）

請　井　幹　事	藤　田　幹　事	田　辺　幹　事
森　本　幹　事		

第２回明石市都市計画審議会

令 和 8 年 1 月 2 9 日

午 後 2 時 ０ ０ 分 ～

市役所議会棟　大会議室

（開会　午後２時００分）

○事務局　　　ただいまから令和７年度第２回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。お手元には今、Ａ４の配席図があると思います。あと、カラー刷りの景観計画と都市景観形成基本計画に関する差し替え資料を置いております。こちらにつきましては、後ほど景観計画の説明のときに、差し替え分の説明もさせていただきます。よろしくお願いいたします。あと、次第であったり、委員名簿、議事に関する資料が７部、たくさんあるんですけれども、こちらにつきましては、事前にお届けしております。事前配付の資料も含めて、過不足ございませんでしょうか。もし、なければ事務局にお伝え願えればと思います。よろしくお願いします。

それでは続きまして、本日の出席状況についてご報告を申し上げます。本日は、吉村委員が都合によりご欠席との連絡を受けております。委員総数１４名のうち、１３名の出席をいただいております。明石市都市計画審議会条例第６条第２項の規定により、当審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ここからの進行につきましては、安枝会長にお願いしたいと思います。安枝会長、よろしくお願いいたします。

○会長　　　承知いたしました。それでは、会議次第に従いまして、順次進めてまい

りたいと思います。

まず、議事録署名人の選出でございますが、この件につきましては、審議会運営要領によりまして、私から指名させていただきます。勝手ではございますが、嶋本委員様、榎本委員様のお二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、この審議会の公開、非公開についてですが、本会は、審議会運営要領によりまして、原則公開となっております。本日の会議におきましては、会議を公開することで、個人情報の保護及び公正または円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　では、ご異議なしで承りました。それでは、公開とさせていただきます。

傍聴人の方がおられましたら入場を認めますが、本日は傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局　　本日の傍聴者はございませんでした。

以上でございます。

○会長　　では、３の議題に入りたいと思います。

お手元の会議次第にございますように、本日は議案事項が１件、諮問事項が６件ございます。

まず、（１）議案事項につきましては、明石市決定の案件でございます。

それでは、「議案第１号　東播都市計画地区計画　藤江中畑地区地区計画の決定」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　　「議案第１号　東播都市計画地区計画（藤江中畑地区地区計画の決定）」について、ご説明いたします。こちらは、明石市決定の案件となります。都市計画法第１９条第１項の規定により、審議会に付議します。前回８月２７日の審議会において事前説明をさせていただき、議論いただいた案件でありますので、本日は、

詳細の説明を若干省略しながら進めさせていただきます。それでは、座って説明させていただきます。

まず、１点目、これまでの経緯についてです。本市では、明石市都市計画マスタープランにおいて、市街地整備の方針を定めています。おおむね１ヘクタール以上の戸建て住宅の開発が行われる地区を地区計画推進地区として位置づけ、機運の高まりや事業の具体化などに合わせて、地区計画の導入を図ることとしています。本地区は明石市都市計画マスタープランの方針に基づき、地区計画推進地区１ヘクタール以上の戸建て住宅開発として位置づけられます。そのため、令和４年９月に開発事業事前相談を提出後、事業者と協議しながら、地区計画の策定を進めました。結果、令和５年３月に地区計画の策定に関する覚書を締結しています。

お手元資料、付議文をめくっていただき、下部に１ページと記載のある位置図をご覧ください。今回の対象区域は、山陽電鉄藤江駅から北に約４００メートルの交通上の立地条件のよい位置にあり、民間開発事業者による戸建て住宅開発が予定されております。この開発事業により、新たに形成される住宅市街地について、地域特性に応じた建築物を誘導するとともに、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、良好な住環境の創出と維持に資することを目標として、地区計画を決定しようとするものです。

前方スクリーンをご覧ください。これまでの経緯を時系列で示しています。前述のとおり、令和４年９月に開発許可に関する事前相談が行われ、令和７年３月に開発許可がなされております。その後、同年６月に県知事の下協議を終え、第１回都市計画審議会にて事前報告をいたしました。その後、９月に条例に基づく縦覧、１０月に県知事協議、法定協議を経て、今回、本審議会に付議いたします。

次に２点目、都市計画決定原案の内容について、説明いたします。お手元の資料２ページをご覧ください。名称は藤江中畑地区地区計画、面積は１．１ヘクタールでございます。地区計画の目標は、戸建て住宅の開発により形成される住宅市街地につい

て、敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止するとともに、地域特性に応じた建築物を誘導し、よりよい住宅市街地の維持・保全を図ることとしております。

区域の整備・開発及び保全に関する方針について、土地利用の方針としては、良好な住宅市街地が形成されるよう、うるおいとゆとりある空間を創出する土地利用を図るとしております。

次に、地区施設の整備の方針としては、開発事業により整備される道路や公園等の機能の維持・保全を図り、安全で快適な公共空間の形成に努めるとしております。

さらに建築物等の整備の方針としては、周辺住宅地の住環境に配慮するとともに、うるおいとゆとりある市街地環境が形成されるように、建築物等の規制、誘導を図るとし、いずれも市内の住宅市街地における地区計画として、一般的な内容でございます。

お手元の資料３ページ上部の表をご覧ください。こちらは具体的な制限内容となる地区整備計画でございます。項目として、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度を掲げております。

まず、用途の制限ですが、建築してはならない建築物は、共同住宅、または、長屋で、１戸当たりの住戸専用面積が４０平方メートル未満のもの及び神社、寺院、教会その他、これらに類するものとしております。

建築物の敷地面積の最低限度は、１００平方メートルです。

次に、壁面位置の制限は、建築物の外壁などから敷地境界線までの距離は原則として０．５メートル以上としています。

最後に、建築物の高さの最高限度は、１０メートルとしています。

以上が、地区整備計画の内容です。

お手元の資料、４ページをご覧ください。こちらは都市計画決定する計画図でございます。

次に、３点目、条例縦覧及び法定縦覧の結果でございます。前方スクリーンをご覧

ください。条例縦覧は縦覧件数０件、ホームページは２４６件の閲覧がありました。法定縦覧につきましては、縦覧件数０件、ホームページは７８件の閲覧がありました。いずれも意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定についてです。今回の付議の後、２月の都市計画決定を目指しております。なお、建築物の制限に関する条例は、令和８年６月の改正を目指しております。

以上をもちまして、「議案第１号、東播都市計画地区計画　藤江中畑地区地区計画」の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長　　　ご説明ありがとうございました。それでは、議案事項につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。８月に開催した審議会において、皆様から事前に、いろんなご意見いただいた上での今回の議案になっておりますので、特に大きな問題はないかと思いますが、それでも気になる点等ございましたら、ご発言のほど、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

特にはないというふうに見受けますが、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りをさせていただきたいと思います。「議案第１号　東播都市計画地区計画　藤江中畑地区地区計画の決定」、明石市決定案件でございますが、案のとおり議決することで、ご異存ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　では、異議なしで承りました。ありがとうございます。それでは、案のとおり決させていただきまして、その旨を市長に答申いたします。なお、市長への答申文案につきましては、私にご一任をいただきたいと思います。

では、続きまして、（２）の諮問事項につきましては、６件ございます。

初めに、「諮問第１号　景観計画の策定」について、審議に諮ります。明石市決定でありますが、本件につきましては、本審議会の答申をもって、明石市の景観審議会に諮り、そこでの審議を経て策定することとなります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局　　　私からは第１回都市計画審議会で説明させていただきました、景観計画策定について、諮問第１号として報告、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

冒頭の説明にもございましたが、差し替え変更分について、先にお伝えします。景観計画の資料につきましては、本日、委員様の皆様のところに差し替え分一式を用意しております。差し替え分につきましては、以下の２か所となります。

まず９ページ、５の公共施設の項目におきまして、前回は公共施設ガイドラインに示す指針の記載を条例改正との整合性を考慮して、市が示す景観指針の記載に変更いたしました。また、景観重点地区の大久保駅前南地区の区域図が挿入されていませんでしたので、今回、添付しております。

また、都市景観形成基本計画につきましては、事前に配付しております資料とは別に、変更文を添付しております。４ページ分です。変更内容につきましては、以下のとおりです。表紙のデザインを変更いたしました。

次に、６０ページ、２では、以前は超大規模建築物等の事前協議について、景観法に基づく届出との整合性を考慮して、大規模建築物等と変更いたしました。この変更に伴い、目次も変更しております。

最後に、８０ページには、市民意見公募を１０月下旬に実施した結果の内容を掲載しております。前回と同じく、都市景観形成基本計画についても、ご説明させていただきます。両計画において、概要版を含めた資料と前面スクリーンで関連する部分を表示させていただきますので、合わせてご確認ください。

今回の景観計画策定につきましては、景観法第９条により、都市計画審議会の意見を聴くこととなっており、本審議会で諮問させていただくものです。景観法は平成１６年に施行され、全国の自治体において、法に基づく景観計画が策定、運用されております。兵庫県内におきましては、神戸市を初め１３市が景観法に基づく景観計画を

策定、運用しております。明石市では平成４年に自主条例の明石都市景観条例を制定し、大規模建築物の届出や誘導基準など、景観に関する制限や手続などを定めて取り組んできました。一方で、自主条例に基づく指導のみでは罰則がなく、お願いベースになることになり限界があることから、この計画を策定し、法による誘導と規制を活用することで地域特性を生かし、景観への取組をさらに充実させることとします。

次に行きます。１ページと前面スクリーンをご覧ください。ページ下の部分にあります、景観計画の位置づけのイメージがあります。今回の景観計画と既にある都市景観条例に基づく都市景観形成基本計画の体系を表しております。基本計画は後ほど説明させていただきます。都市景観形成基本計画は平成６年に策定、平成２２年に改定しているものですが、青い部分で記載があるように、市全体の景観形成について、基本的な考え方を示しており、長期的な目標を定めるものです。一方、景観計画は景観に関する具体的なルールや届出行為、基準を定めるものです。この二つを関係づけて、本市の景観政策を進めていく考えでございます。

前面スクリーンをご覧ください。明石市全域を景観計画区域として設定します。現在、良好な景観を保っている区域、景観上、課題があるエリア、また、新しく良好な景観をつくっていくエリアも含めて、市全体として取りこぼすことなく、市域全体で計画を進めていくものとして考えております。土地利用規制図で、各用途地域を表しておるものです。現行の都市景観条例による都市景観形成地区にしております、大久保駅前南地区を、景観重点地区として景観計画へ移行します。

それから、次は３ページから７ページについてです。スクリーンにおいても、その概要を表しております。この項目は計画の中で根幹をなすもので、先ほど説明させていただきました、都市景観形成基本計画の方針の目標を反映させるところでございます。基本計画にて類型区分、各ゾーンを設定しておりますが、その内容を各地区の方針として、景観計画へ反映する形になります。各地区の構成としましては、基本計画の景観類型、各ゾーンを基本として住宅地区、商業地区、工業地区、田園地区に分類

して、各地区の方針を定めております。重点地区は、これとは別に個別に方針を定めていきます。

８ページから９ページについての説明でございます。各地区共通の方針を設け、届出対象以外の、建築物、工作物、それから境界領域等、各項目別に方針を定めております。太陽光発電設備や海岸港ゾーンなど、経年変化による設定と、市民アンケート、ワークショップの意見も反映も含めてつくっております。建築物だけではなく、工作物や高架構造物、擁壁などの方針を定め、きめ細かな対応を心がけていく考えでございます。公共施設については、規模にかかわらず、留意すべきことを改めて共通の方針で上げております。

次に、１０ページから１１ページについてです。前面スクリーンは、少し分かりやすくさせていただいたものです。各地区の届出対象行為を示しております。届出の対象が１５メートルから１０メートル、建築面積は一部の地区では１，０００平米から５００平米に規模が下がっております。こちらは、住宅地区とか田園地区とかです。従前の制度より、届出の規模を若干下げて、現在の規模の小さい行為につきましても、景観上のフォローを行っていきたいと考えております。周辺に影響の大きい構造物、橋梁についても基準を設けており、公共施設としての景観上の配慮を求めていくように考えております。また、先ほども申し上げましたが、景観重点地区の届出基準は、別途設けるということで設定しております。

次でございます。１２ページから１５ページについてです。建築物、工作物、高架構造物等の各項目についての景観形成基準を示しております。前面のスクリーンにおきまして、概要を表しておりますが、各地区での景観形成基準項目、立地特性、位置、規模、材料、色彩などの基準を示しております。景観計画の資料で細かく記載はさせていただいております。いずれにしても地域に周辺への景観特性に配慮して、周辺地域との調和に配慮することを目的として、各項目の基準を設けております。

次、１７ページでございます。景観上、重要な建造物と樹木の指定方針を定めるも

のです。地域の自然、歴史、文化等から見て、景観計画区域内に優れた景観形成に重要なものである、道路、その他の公共の場所から市民などによって容易に望めるもののうち、それぞれの項目のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞いた上で指定するものです。景観重要建造物の指定方針、それから、景観重要樹木の指定方針、それぞれを定めております。具体的な対象はまだ上がっておりませんが、まず方針を定めるものです。今後、策定後、候補の有無を調査して、対象として上がる案件があれば、調整して計画に反映していくことと考えております。

　次に、景観重点地区でございます。こちらは別紙から入る、説明があるものですが、こちらは１９９６年、平成８年１０月７日に都市景観条例の都市景観形成地区と指定されまして、新しい都市の核となる地域拠点地区として、電線などの地中化を初め、美しく魅力的な町並みの創出に向けたまちづくりが進められてきました。策定後、３０年以上経過いたしました。各地区、こちらにつきましては、住宅地区であるとかシンボル道路沿い、それから商業業務地区、それから公共公益地区など、機能に分かれてゾーンを分けております。

　次に行きます。方針と景観形成基準を示しております。こちらにつきましては、景観計画の別紙１に記載しております。ご参照いただければと思います。こちらにつきましては、一般基準と項目別の基準を定めております。それぞれの地区において、項目ごとに景観形成基準を設けていきます。

　資料の別紙３ページ以降に、それぞれの地区の基準を設けております。示しておりますので、ご参照いただければと思います。これからも景観計画に基づいて、より調和の取れたまちづくりを進めていきたいと考えております。

　スクリーンもご参照していただければと思うのですが、これらの基準、先ほど申し上げました基準というのは、新たに設定したというものではなくて、平成８年に都市景観形成地区を指定したときの基準を、景観重点地区に移行する際に、項目や内容について年月を経た中で整理し直したものです。各地区について建築物の立地特性規模、

境界領域ほかデザイン、工作物、屋外広告物などについて基準を設けております。こちらがスクリーンなのですが、シンボル道路沿い、商業業務地区、それから、シンボル道路沿い、住宅地区Ａ・Ｂでございます。次が住宅地区Ａ、住宅地区Ｃ、これは戸建て住宅エリアでございます。敷地の中の通りも、こちらで表示させていただいております。それから、公共公益地区Ａ、公共公益地区Ｂ、こちら、Ｂは小学校になりますが、こういったところのゾーン、地区も設定しております。

次に説明を続けさせていただきます。次は、都市景観形成基本計画の改定ということで、合わせて説明させていただくものでございます。都市景観形成基本計画は平成６年に策定、それから、平成２２年に改定しまして運用しました。約３０年にわたり届出行為等による景観誘導施策、都市景観わがまちあかし十景、各種啓発事業を行ってきました。資料の中で、都市景観形成基本計画の資料をご確認いただければと思います。今日、先ほど説明させていただきました、表紙との差し替えの４枚分は上につけておりますので、また、その変更分だけは変わっておるところでございますので、合わせてご確認いただければと思います。こちらにつきましては、資料、計画の計画版と概要版、それからスクリーンも含めて主要な項目について説明させていただきます。

次に行きます。本計画の目的というものを示しております。各計画との相関図につきましては、前方スクリーンに現行の相関図を表示しております。これで比べていただきたいのですが、最初の長期総合計画である明石ＳＤＧｓ推進計画への更新を初め、景観計画との関連性を追記いたしました。

次に、景観まちづくりの理念の改定点について、ご説明させていただきます。これまで本市は個性豊かで美しい都市景観を守り、育て、つくる景観形成を理念として、景観形成に取り組んでまいりました。昨年度より、景観計画策定について都市景観審議会で審議を続けていますが、つくる視点が重要であるというご意見をいただきまして、また、本市が目指す対話と共創を踏まえて、理念を豊かな海と風土にあふれた明

石の景観を創造し、育み、次世代へつなごうに改めることといたします。この理念に基づいて、さらなるわがまち意識の醸成と、個性豊かで美しい都市の景観形成を目指してまいります。

次、進めさせていただきます。次に、景観まちづくりの目標です。アンケートやワークショップにおいて、改めて多くの市民が海への眺望について高い関心を示していただいていることが分かり、明石の貴重な眺望資源をよりよく生かしていくべきとの観点から、景観まちづくりの目標につきましても、眺望資源の美しさを生かす景観形成を追加した、５つの目標へ再編成いたします。こちらもスクリーンで表しておりますので、ご確認ください。

次、景観スケールのイメージです。明石の地形、町の断面的なイメージから、大景観、中景観、小景観のイメージを表しております。大景観につきましては、地域全体を俯瞰するような眺めになりますので、そのため建物のスカイラインや道路の剪定等の配慮が必要で、ビューポイントからの眺望を保全、改善することが求められます。中景観、小景観につきましては、地域の中からの眺めであり、建築物のデザインや道路景観などが重視されます。こういった景観スケールのイメージでございます。

次に、景観類型別の基本方針でございます。景観類型は現行の基本、考え方を踏襲いたしますが、前面スクリーンでご確認いただくと、文字が小っちゃくて申し訳ないのですが、４番につきまして、もともとこれは海浜ゾーンとして分類しておりましたが、明石らしい海の景観資源を、市民が、よりイメージしやすいように、海岸、港ゾーンへ改めます。市民アンケートや写真募集の結果、船だまりや漁業活動など、港周辺の景観を残したいという思いが多く寄せられたことから、これまでの基本方針を見直し、港との調和に関する方針を追加いたします。

次、行きます。こちらは景観資源図でございます。ここでは本市を５つのエリアに区分します。これは、もともと区分しておるものなんですけれども、地域別資源と景観形成の方針ということを５つのエリアで示しており、より地域特性に応じて地区ご

との目指すべき姿を示しております。景観形成の方針の大きな方向性に変更はございません。ただ、この１５年で新設されたシンボル的な施設や道路、公園等、順次、時点修正を行いました。

以上が、主な改正点でございます。

次に行きます。次に、景観まちづくりの推進方策でございます。これまでは前方スクリーンにありますとおり、協働のまちづくりとして、市民、事業者、行政の三者協働による取組を進めてまいりましたが、市の上位計画との整合性を考慮しまして、スクリーンで示しております、産官学民の４者による多様な主体との対話と共創による取組へと更新いたします。

次、行きます。行政による取組といたしまして、公共空間の整備についての方針を示します。公共施設ガイドラインを本計画の中で改めて提示し、公共施設の景観向上の考え方を定めます。合わせて関係部局との連携体制、職員意識の向上に関する方針を定めます。

次に行きます。こちらは都市景観形成重要建築物の指定、助成という制度でございます。こちらは、もう市内で１５か所、今現在、指定をしております。本市について、歴史的に建築的に価値が高く、周辺地域の景観の核となる建築物等を指定しまして、適切な保全管理を支援してまいりました。こちらも、さらに、これからも制度として存続させていくものでございます。

次、地区計画の活用ということでございます。地区計画は街区などの比較的小さい単位を対象として、地区の実情に応じたまちづくりのルールを定める制度であります。用途、高さ、建築物の形態などの規制を強化、緩和することができるため、調和の取れた景観まちづくりを誘導、景観形成に取り組んでおります。これからも、こういう地区計画の制度も含めて、景観形成に取り組んでいく考えでございます。

次、進みます。次につきましては、対話と共創による取組でございますが、タウンミーティングや、ワークショップ、わがまちあかし十景や、１００年後に残したいわ

がまちあかしの景観の活用など、産官学民よる景観まちづくりの具体的な取組を上げてまいります。

次は、対話と共創による取組であります。市民啓発事業の取組の一部ということで上げさせていただいております。ご存じかもしれませんが、わがまちあかし十景、本町商店街、明淡通りの景観ガイドラインなどです。これらは市民の景観についての意識の向上や地域の景観づくりをきっかけに、まちの活性化に取り組んだものでございます。これからも、こういう対話と共創による取組を、より充実させたいと考えております。

次、進みます。これ以外につきましても、市民との景観ウォークをして、出前講座などを取り組んできました。また、昨年度は明石景観アンケートやワークショップ、学生との景観学習を行いました。その中で、市民の景観に関する率直な思いや今後の明石の景観の進むべき方向に様々な意見が出た中、都市景観審議会においてもご意見、助言や、庁内の関係部局からも意見をもらい、案を形づくっていきました。こういった取組を昨年度に行いました。

タウンミーティングの様子なのですが、こちらにつきましては、市民と市職員も含めて５班に分かれて、いろいろな明石の景観について意見を出し合いまして、方向性を確認し合ったというようなことの取組を行った状況でございます。

次、進みます。パブコメを実施しました。去年の１０月２７日から１１月２８日に実施しました。二つ意見が出たんですけれども、こちらについては、いずれも景観重点地区の中の意見ということでございます。

１番につきましては、深夜から朝にかけて、隣接店舗利用のため、大型トラックが路上駐車をしているということで、危険な状況が個々についての意見ということで、路上対策についてのご意見ということをいただきました。

２番につきましては、こちらは商業施設の事業主側の意見ということなんですけれども、景観重点地区については、ありがたいとの評価の一方、地域安全安心のまちづ

くりを目標として、防犯上の取組として、みまもり自販機を設置したいという意見でございました。この２点がございました。

１につきましては、景観面、安全面という観点から含めて、関係部局と情報共有して対応していきたいと考えております。

２番のみまもり自販機設置につきましては、関係機関と協議しまして、設置場所、設置する設備機器のデザインも含めて、前向きに対応することとして考えたいと思っております。

以上の２件がパブコメでございました。

最後になります。景観計画策定までの今後の流れなのですが、本日、都市計画審議会で諮問という形で行わせていただいております。来週２月３日、明石都市景観審議会を行います。こちらにつきましても、諮問いたしまして、答申をいただく形では予定しております。それから、３月に、その次の月に明石都市景観形成基本計画の改定を行います。それから、４月１日以降なのですが、明石景観計画の策定。それから、今、進めております明石都市景観条例を改正手続中であります。４月１日から運用開始という形で考えております。

以上でございます。

○会長　　ありがとうございました。ただいま説明を受けましたが、諮問第１号につきまして、皆様の方からご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

特にはご意見、ご質問よろしいですか。もし、ご発言ございましたら。

○副会長　　いえ。

○会長　　大丈夫ですか。

○副会長　　じゃ、一言だけ。

○会長　　はい。お願い。どうぞ。このマイクを使ってください。

○副会長　　ご説明ありがとうございました。今回、我々、この都市計画審議会に

おいては、この景観計画の策定ということで、今回ここに諮られているということだと思うんですけれども、この景観計画自体が冒頭のご説明にもありましたように、もともと、この条例で定められている都市景観形成基本計画、理念的なところに即して、今回、法律に基づいた、景観法に基づいた景観計画を新たに策定されるということで、ここに諮られているということかと思うんですけれども、今回、実は内容については、特によろしいかなというふうに思っているんですけれども、非常に、この辺りが、今後なんていうんでしょうか。この景観形成基本計画と景観計画ということで、やっぱり２本立てのような形で、ずっとありますので、なかなか市民にとっても、もちろん、その役割はあるわけなんですけれども、少し市民にとっては非常に分かりづらいところがあるのかなというように感じています。そういったことでいいますと、他市の事例では、この二つを一つにまとめてというような動きもあるというふうにお聞きしておりますので、今後、今回は新しく景観計画を策定する、で、今までのしっかりとやってこられた景観行政に基づいてということで、こういう２本立てであると思うんですけれども、今後、もしかすると、市民への分かりやすさであったりとか、そういったことも含めて、示し方といいますか、次の改定のときかもしれないんですけれども、少し工夫をしていただけると、非常に分かりやすくなるのではないかなというふうに思いました。意見です。

以上です。

〇会長　　　とても貴重なご意見ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。副会長がおっしゃったような背景で、２本立てになっているように思いますが。

〇事務局　　　ご意見ありがとうございます。実は当初、この都市景観基本計画の改定で、新しく景観計画の策定、二つをやっていくと決めて、内部のほうの事務局でも、委員がおっしゃったとおり、ほかの市では二つ合わさった形で、合体して一つにまとめているところもございます。で、二つに分けているとこも結構たくさんございまして、分かりやすさを考えると、どちらかなということで、大分議論になったんですけ

れども、今回、新しく法律に基づく景観計画をつくるということが、やっぱり基本的に今回は、みそになっています。景観法の中では、景観計画という名前で書かれておりますので、やはりこの法律に書かれている名前の景観計画という名前を、やっぱりまずは、お知らせして、新しくつくるところから始めようじゃないかということでスタートしております。ということで、ちょっと分かりにくいんですけれども、都市景観形成基本計画と景観計画、景観と計画という同じフレーズの言葉が入っている二つの計画が、どうしてもできてしまったわけなんですけれども、今後、また５年、１０年たったら見直すような機会が出てくると思います。そのときには、運用しながら、やはりどうしても分かりづらかったりとか、二つを足したほうが、今後皆さんにアピールできるような状況でございましたら、今後はくっつけていって１本化するというのは、今後あり得るかなと考えております。あと、都市景観形成基本計画も、フレーズ長いんですね。例えば都市計画でいうと、都市計画マスタープランみたいなものもございます。何でも、もうあまり計画と使わず、マスタープランというような言い方を変えたり、その辺を運用しながら、考えていきたいと思います。

以上でございます。

○副会長　　　ありがとうございます。私も、１冊にするのがいいとも思っていないんです。分ける意義もあるだろうと思っていますので、それをより分かりやすくというんでしょうかね。その辺りを意識していただけるといいかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○会長　　　ありがとうございます。

ほかに皆様、ご意見、ご質問等ございますか。

はい。どうぞ。マイクをお待ちください。後ろにいらっしゃいます。お願いします。

○委員　　　説明ありがとうございました。おおむね明石市景観計画の中で、本市を４つの地区に分けるということで景観計画をつくっていくということなんですけれども、例えば本市において全然別の話になるんですけれども、例えば本市の将来的な歳

入の核として、ネーミングライツがありますということを、以前議会でも聞いたりはしてたんですけれども、例えば、このいわゆるネーミングライツと言われる、いわゆる広告物というのをやっぱり目立つようにつくりたいというのが、本来の趣旨であったりすると思うんですけど、例えば、この商業地区において、そういうネーミングライツと言われるものとか、いわゆる企業広告看板、いわゆる民業ですよね。民業の、いわゆるパブリックリレーションシップ活動への影響などは、どういうふうに整合性を考えておられるのかということと、あとマンセル表に基づいた、いわゆる色彩の基準みたいなのがあると思うんですけれども、もうこの辺の基準というのは、いわゆる何か基準みたいなものがあるのかということを教えていただきたいです。

○会長　　　事務局から、ご回答いただけますでしょうか。

○事務局　　　まず、１点目のネーミングライツですね。特に看板の話になるのかなと思っております。看板系になりますので、屋外広告物という形になります。法的には。今回、景観計画、この基本計画は、どちらかというと都市景観条例でコントロールするようなものになっておりまして、先ほどのネーミングライツ関係の看板系になると、屋外広告物条例、こちらのほうでコントロールされるものになっております。そちらのほうで色彩とか、例えば看板の大きさであったりとか、そういったもので景観をコントロールするようになっております。なので、建物全体の大きさであったり色合いというのは、この景観の景観条例のほうで。もう一つの屋外広告、それぞれの看板関係は屋外広告物条例、２本立てで、私どもは景観をコントロールしているという状況でございます。

あと、色彩につきましては、皆さん、こちらの景観計画という、この緑色の表紙の冊子を見てていただきたいんですけれども、こちらのページでいきますと、１３ページになります。専門的なことが書いてあって、なかなか難しいんですけれども、１３ページの一番下側、色彩という項目ございます。ここで届け出た案件につきましては、下の表を見ていただきたいんですけれども、地区が住宅、商業、工業、田園という４

つの地区に分かれて、それぞれ明度、明るさですね。こちら、マンセル値ということで、数値化、色を数値化することができますので、明度であったり、その右側の彩度、鮮やかさになるんですけれども、こちらについては、赤系であったり黄色系は、これ以下ですよ、４以下ですよとかいうのを基準として定めております。こちらで、基本この一般的に市内にあるような建物は、恐らく大体この基準の中に入ってくると思います。突拍子もないような、非常にきらびやかのような、どぎつい色のような形が出てきますと、これを超えてくるので、私どもから指導、助言していくという形になっていきます。

加えて、その後ろ。すいません。ページでいうと、後ろをずっとめくっていただきまして、後ろに、下のページ番号が別１、別２、別３というページの振り方をしているんですけれども、例えば別の８ページを見ていただけますか。上側に青く色がついたところになります。別１、別２のページをめくって、別８のところですね。ここなどは、これ先ほどの基準とは、また別で、大久保駅の南地区、先ほどの今回、景観重点地区に指定しますよと言っていた地区の景観形成基準になります。ここにつきましては、少しほかの地区よりも少し基準が、まあ厳しいわけではないんですけれども、いろいろ基準が書いてございます。この中で、例えば別８でいきますと、一番上のほうに建築物の色彩のとこ、ここにも、きちんとマンセル値とか、その辺りの基準を書いておりますので、まあ若干ほかの地区よりも抑えめになるようにはしておるということで、実際、今、大久保駅南地区も皆さん、ご存じのとおり、結構色合いが統一してて、あまりキラキラしたような、鮮やかな色のものは、できるだけ少ないように統一しているところでございますが、そういった形で、景観をコントロールしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○会長　　　よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員　　　すいません。じゃ、今、市内には、もうほとんどそういう、この基準からはみ出たものはないというふうに言われていたんですけれども、万が一、はみ出たものがあった場合というのは、さっき指導していくって言われましたけれど、これって、いわゆる既存不適合建物みたいな感じでの取扱いになるのか、強制的に変更させられるのかというのは、どっちなんですか。

○事務局　　　基本的に、この基準は、実は、ある一定以下の建物については、小さい規模まで、やはり全て基準で規制することは難しいので、先ほどのご説明にあったように、例えば高さが１０メートル以上とか１５メートル以上とかですね。やはり周囲の環境に、景観に影響が多いであろうという規模だけ届け出してもらって、私どもは指導、助言していくという形を取らせていただきたいと思っております。その中で、例えば今まで実績には特にないんですけれども、非常に、それを飛び越えるような案件が出てきましたらですね。市としては、まずは規制するというよりも、お願いベースになるんですけれども、もちろん今回、景観法に基づく景観計画を立てているというところが非常に重要でして、それに基づいて指導、助言していくような形になります。それでもなかなか指導助言を聞いてもらえない場合は、やはり周囲の皆様の住民の方々からの反対があったりなかったりというのもございますので、そういうのを見ながら、もしあった場合は、最終的には、これを法律に位置づけると、最後は変更命令まで出せることがあります。今まで、この景観法に基づく景観計画を立ててないときは、変更命令は出せなかったんですけれども、もう本当指導、助言しかできない状況だったんですけれども、これに位置づけることによって、最終的には変更命令まではできるということですけれども、実際、行政としまして、市としましては、できるだけ基本的にはお互い話し合いながら、景観に特に配慮したような建物を造っていただくということで、交渉を進めていきたいなと考えております。

　以上でございます。

○会長　　　ご説明ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。特に、よろしいですか。

特にないようでしたら、お諮りをさせていただきたいと思います。「諮問第１号　景観計画の決定」につきまして、明石市決定の案件でございますが、案のとおりとして、ご異議、ご異存ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　異議なしで承りました。それでは、異議なしということで、その旨を市長に答申させていただきます。市長への答申文案につきましては、私にご一任をいただきたいと思います。

続きまして、諮問第２号から第６号につきましては、兵庫県決定分の案件であります。相互に関連しているものでございますので、一括して事務局からご説明いただきたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　　　それでは、諮問事項といたしまして、「諮問第２号　東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「諮問第３号　東播都市計画　都市再開発方針の変更」、「諮問第４号　東播都市計画　住宅市街地の開発整備の方針の変更」、「諮問第５号　東播都市計画　防災街区整備方針の変更」、「諮問第６号　東播都市計画　区域区分の変更」ですね。いずれも兵庫県決定の案件でございまして、都市計画法第２１条第２項において準用する、同法第１８号第１項の規定により、次のとおり審議会に諮問します。

本件につきましては、前回の令和７年８月２８日の当審議会におきまして、事前説明をさせていただきまして、ご議論いただきました案件でございますので、本日は、詳細の説明は若干省略させていただきながら説明させていただきますので、ご了承ください。それでは、座って説明させていただきます。

では、前方のスクリーンをご覧ください。まずは、それぞれの案件に関する今回の変更の概要を説明させていただきます。兵庫県におきましては、今回の計画、おおむ

ね５年ごとの見直しを行っておりまして、今回は前回の令和３年３月からの社会経済情勢の変化等に対応するために見直しを行うものです。諮問第２号に関しましては、いわゆる都市計画区域マスタープランと言われるものでありまして、都市計画の方向、方針というものを定めるものでございます。諮問第３号から５号までの三つの方針につきましては、諮問第２号での都市計画区域マスタープランの内容の一部を具体化するものでございます。諮問第６号につきましては、それらの方針を踏まえまして、市街化区域と市街化調整区域を区分するものでございます。

それでは、「諮問第２号　東播都市計画区域の整備開発及び保全の方針」から順に説明をさせていただきます。お手元の資料としては、表紙の左上に諮問第２号と書かれている資料になります。ページを１枚めくっていただきますと、１枚目が計画書で、２ページ目、その裏になりますね、理由書になっております。３ページ目が、計画書を取りまとめました概要版、オレンジのものとなっております。４ページ目以降が、計画書本文になります。もう多岐に、いろいろと雑然としますので、前に映しているスライドを見ていただければと思います。スライドを用いて説明させていただきます。スライドをご覧いただければ結構かと思うのですが、お手元に３ページ目にある概要版を見ておいていただけると、理解も深まるかなというふうに思います。

それでは、説明させていただきます。県は都市計画区域マスタープランの改定に際しまして、都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針を策定しております。概要としては、パワーポイントの以下に示すとおりとなりますが、これに基づき策定した全県共通の広域の方針を、ひょうご都市計画基本方針として一つにまとめまして、これに即して６地域の都市計画区域マスタープランを作成しようとするものです。県は令和７年６月に、ひょうご都市計画基本方針を策定しました。これに即して作成した地域ごとに目指すべき都市づくりの方向性、それを示すものが、今回、説明させていただきます、東播都市計画区域マスタープランとなります。

都市計画区域マスタープランの構成について説明いたします。構成は各地域で共通

となります。基本事項として、地域の概況を示して、地域の都市計画の目標等として、地域の強み、魅力、地域の課題、都市構造の目標、重点テーマなどを整理した後、強み、魅力の強化、課題の解消に向けた方向性を示すというつくりになっております。明石市は播磨東部地域都市計画区域マスタープランというものに記載されております。播磨東部地域は、東播、加西、中、東条、吉川の５つの都市計画区域からなります。明石市は、東播都市計画区域に含まれるということになります。東播都市計画区域には区域区分というものが設定されておりまして、ご存じのとおり、市街化区域、市街化調整区域の区別があります。これによって計画的な市街地開発及び土地利用の規制が行われる区域ということになっております。また、地域の強みとして、発達した交通網だとか、多彩な公園とスポーツ環境などが上げられております。反対に、地域の課題としては、都市機能の維持、累積、国道２号等での渋滞の慢性化及び水害の激甚化、頻発化などが上げられております。

目指すべき都市構造としましては、神戸や姫路との役割分担の下、地域特性に応じた都市機能の集積を行うということと、交通ネットワークの強化などが上げられております。

続いて、都市づくりの重点テーマとして、播磨臨海地域道路の早期事業化や雨水貯留、生物多様性の観点から農地やため池を保全すること、あと、都市づくりに関する方針としまして、土地利用、都市施設、市街地整備、防災、環境、景観地域活性化の観点から、鉄道駅周辺での中高層住宅の誘導、播磨臨海道路等による道路ネットワークの拡充、低未利用地の土地利用促進、明石港東外港地区再開発、ため池等の文化的景観の保全、明石城を生かした都市活性化などが上げられております。

以上が、諮問第２号の内容となります。

次に、都市計画区域マスタープランの内容を一部具体化するものとして、諮問第３号から第５号まで説明させていただきます。「諮問第３号　東播都市計画都市再開発の方針」です。お手元の資料としましては、表紙の左上に諮問第３号と明記している

資料になります。１枚めくっていただきますと、１ページ目が計画書、２ページ目が理由書、以降本文となります。スライドを見ていただければと思います。

明石市につきましては、法で定める計画的な再開発が必要な市街地として、明石、西明石、大久保、東二見、明舞の５地区が位置づけられております。その中でも、県独自に指定をしております、課題となる地区につきましては、大蔵、明石、鷹匠、西新町、西明石駅周辺、東藤江、東二見の７地区が位置づけられております。これらについて、前回、令和３年からの変更はございません。

次に、特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、明石市については、大久保駅前の１地区を位置づけております。これについても、令和３年からの変更はございません。

以上が、諮問第３号の内容となります。

続きまして、「諮問第４号　東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針」について説明をさせていただきます。お手元の資料としましては、表紙の左上に諮問第４号と明記している資料になります。ページを１枚めくっていただきますと、１ページ目が計画書、２ページ目が理由書で、以降、本文となっております。説明としては、もう前のスクリーンを見ていただければと思います。

明石市では、法定の重点地区として、区画整理事業が実施中の大久保駅前の１地区を位置づけております。こちらも、令和３年からの変更はございません。

以上が、諮問第４号の内容となります。

続きまして、「諮問第５号　東播都市計画防災街区整備方針」について説明をさせていただきます。お手元の資料としましては、表紙の左上に諮問第５号と書かれている資料をご覧いただければと思います。ページを１枚めくっていただきますと、１ページ目が計画書、２ページ目が理由書、以降、説明資料となります。前のスクリーンをご覧いただければと思います。

明石市では、県が定める防災に対する知識の普及、意識の高揚、協働による防災性

の向上に努める必要がある課題地区として、東藤江、新浜、大蔵の３地区を位置づけておりました。今回の改定に当たりまして、大蔵地区を課題地区に位置づけないという方向で動いております。理由としましては、根拠というふうに書かせていただいておりますが、防災空地の整備によって、災害危険度が県の基準値を下回ったということ、道路事業が完了したということ、建て替えが進捗しているということ、この３点となります。

以上が、諮問第５号の内容となります。

続きまして、最後、「諮問第６号　東播都市計画区域区分」について説明させていただきます。お手元の資料としまして、表紙の左上に諮問第６号と明記してある資料になります。ページを１枚めくっていただきますと、１ページ目が人口フレームを記載した計画書、２ページ目が理由書、以降が説明資料となっております。スライドを見ていただければと思います。

今回、明石市域において、市街化編入などを行う箇所はございません。変更がないということになります。

以上が、諮問第６号の内容となります。

続きまして、計画案のこれまでの閲覧や縦覧の結果を報告させていただきます。本変更素案につきましては、令和７年２月７日から２８日にかけて、市にて閲覧及びご意見を募集し、閲覧及び意見書の提出というものはございませんでした。

続きまして、今回の見直し素案で、県での説明会など行われました。それの実施結果となります。令和７年の７月１日、２日に説明会が行われました。特に、ご意見はございませんでした。また、６月から７月にかけて、素案の閲覧が行われました。他市町で１名の閲覧者がおられたというふうに聞いておりますが、特に、ご意見があったというわけではありませんでした。７月３１日に公聴会が行われました。公述者は２名となります。２件とも今回、公聴会の趣旨とは異なる内容でありました。１件目は、大久保町での用途地域の変更に関する要望。２件目は、県道拡幅に関する要望で

ございました。共に公述者にはパワーポイント、下部に書かれているとおり、県より回答しております。具体的には、用途地域の変更については、市の定期見直しの際に、一度検討を行うということと、県道の拡幅につきましては、選択と集中において、計画的な整備を推進していくことになりますという回答をしております。

続きまして、今回の計画案の法定縦覧結果となります。縦覧場所は県の都市計画課、各市町の都市計画所管課で行いまして、縦覧期間は令和７年１１月２５日から１２月９日までの２週間、行いました。閲覧数は７件ございましたが、意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の予定となります。これまで説明会や縦覧などの手続を経まして計画案を作成し、本日、市の都市計画審議会にて諮問していただいております。今後は、来月開催の県の都市計画審議会に諮られまして、年度末に都市計画変更の決定が、県により告示される予定となっております。

以上で、諮問第２号から第６号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長　　　ご説明ありがとうございました。皆様からご意見、ご質問いただきたいと思います。先ほどの２から６までの諮問につきましては、明石市の中だけのお話じゃなくて、東播という、もう一つ大きな、ほかの市町さんも含んだ区域のお話なので、諮問の２から６の案件によっては、明石さんに全く関係がないようなものが入ったりもしていて、その辺りが受け止めが難しくなるかもしれませんけれども、最後１つずつ、一応、諮問しなければいけませんので、このように説明をいただいたという次第でございます。

皆さんから何かございますでしょうか。特に明石さんの場合は、以前と変更なしというものが多いと思いますので、あまりご異議がないかというふうに思いますが、ささいなご質問でも結構ですので、いかがでしょうか。

○委員　　　よろしいです。

○会長　　　はい。どうぞ。

○委員　　　内容については、これという意見はありません。ただ、公聴会とか委員会とか説明会とかいうときに、参加者がほとんどおられないというか、少ないんですよね。そういう少ないというのが、そういう決める、物事を決めるのに、そういう参加者が少ないほうが決めやすいんやろうけど、やっぱり参加者が少ないというのは、内容が興味がないのか大した内容やないのか、その説明会とか人数が少ないのが、いつも気になったりするんですけど、そんなところは、どうお考えですか。

○事務局　　　公聴会、説明会の開催につきましては、広報やホームページなどを使って広く周知はさせていただいているところなのですが、やはりテーマが堅いとか、興味がないだとか、自分と違うところの話だからということもあるのですかね。お集まりいただくというところには結びついてないことはございますが、一応、広報だとかホームページだとか、そういったものを用いて、広く市民の方には周知させていただいているというところになります。

○委員　　　でしたら、そういうふうに周知をしているから、参加者が少ないのは仕方がないという考え方でよろしいんですかね。

○事務局　　　もっと皆さんの目につくような形で、広報の仕方等々、考えていく必要があるというふうに思いますので、周知の仕方というのを一度考えさせていただければと思います。

○会長　　　ありがとうございます。

○事務局　　　補足しますと、やはり先ほど担当からもお話しありましたように、やっぱりどうしてもテーマがやっぱり硬いというのと、非常にテーマが大きいというのがあると思うんです。ただ、今回、八木地区の件で、地域の方、１回、説明会来られて発言されたという、こういった、やはり地域の中で困っているようなことを、こういう大きな場で、きちんと伝えていただくという、こういうことも、やっぱりありますので、市としましては、テーマが大きいから、大きく広報してというのを、大きく

広報というのは言い方あれですけれども、雑にするのではなくて、丁寧に、こういった説明会をやって、こういったご意見、まあ今回の都市計画審議会もですけれども、地域であるこういう意見も出てきてましたよというのは、きちんと公開して、できるだけ情報を展開しながら、できるだけ出ていただいて、いろんな意見交換をしたいというのは、実際のところありますので、その辺は、やり方というのはいろいろあると思いますので、今後も引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員　　　ですから、やっぱりそういうところは丁寧に、やっぱり市民の方が大きい会に出ていって物を言うというのは、かなり勇気の要ることで、大変なことやと思うんです。でも、やっぱり地元のことに関わることやから、できるだけ参加していただけるような形の、今までの広報以上にやっていただけて、丁寧にやっていただきたいなとは思っています。

以上です。

○会長　　　ご意見ありがとうございます。

ほかに、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようでしたら、２号から６号まで順番に諮問させていただきたいと思いますが、主要なスライドを少し出していただいたほうが思い出していただきやすいと思いますので、まず、第２号、こちらに関しましては、整備開発及び方針の変更ということでございますが、この件につきましては、皆様、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　では、２号につきましては、異議なしと承りました。

次に、第３号、都市再開発方針の変更につきまして、こちらについては、明舞が計画名称の変更があるというようなことがありますが、この件につきましては、皆様、ご異存ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　では、この件につきましても、ご異議なしと承ります。

次に、第４号、住宅市街地の開発整備の方針の変更につきましては、いかがでしょう。これも前回からの変更はございませんというものですが、ご異存はないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　では、異議なしというふうに承りました。

では、第５号、防災街区の整備方針の変更、これにつきましては、１地区を位置づけないという変更がございます。こちらについては、ご異議ないでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　では、異議なしと承りました。

最後、第６号につきまして、区域区分の変更、これは明石市さんに関しましては該当なしということで、変更箇所はないということでございますので、ご異議はないと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長　　　ありがとうございます。それでは、２号から６号まで全てご異議なしということで承りましたので、その旨、市長に答申いたします。また、市長への答申文書につきましては、これまでと同様、私に、ご一任いただきたいと思います。

以上で議題は終了でございますが、４、その他といたしまして、事務局から報告等ございましたら、お願いいたします。

○事務局　　　都市計画に関して、その他、報告することは特にございません。

以上でございます。

○会長　　　では、以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。皆様におかれましては、有意義な審議をしていただきまして、ありがとうございました。

どうぞ、ご意見お願いします。

○委員　　　景観計画の策定、今日の議論で全然問題ないんですけれども、少し今後、考えたほうがいいことが幾つもあって、こういう制度の中で、いろんな規制をかけていくことが、多分景観ではないんだと思うんですね。街を美しくするためには。で、国交省でもどこでも僕は必ず言うんですけれども、まず景観って、良い悪いって、そんな簡単に決められないですよね。誰だって。こんな景観が良い悪いというのは決められませんが、唯一言えることがあるんですね。日本が美しいという言葉は、実は英語で二つの意味があるんですね。それは、クリーンとビューティーです。クリーンとビューティーって、全然違う概念だけども、みんな景観のことをごちゃごちゃにしているんですね。とにかくクリーンだと思っているんですね。で、景観が目指すものは、ビューティーです。美しい。日本語で言うと、雅なんですね。この大久保と指定されているとこも、非常にクリーンですよね。しかし、本当にビューティーなのかという議論を、ぜひとも市役所を挙げて、市民と一緒に議論していただきたいですね。ビューティーの反対は、アグリーです。クリーンの反対は、ダーティーです。

もう一個は、景観というのは英語でランドスケープっていうんですけど、これって、もっと長い意味があるんですよ。もっと将来世代に何を残すかの議論なんですね。今こういうところが美しいとか、そういうことではなくて、将来世代、例えば５０年、１００年先の人たちがビューティーと思う町は、どうやって残せるかという議論に、どんどんしていかないと駄目だと思うんですけど、どこでも形式的な、こういう議論にどうしても陥りがちで、議論ができてないんですね。どこの市町村も。その結果が、日本のようなこういう町とヨーロッパとかアメリカの町の違いなので、ぜひとも今後、この景観計画を考える上で、そういった論点を整理して議論をしていただければというふうに思いました。

以上です。

○会長　　　ありがとうございます。では、今ご意見いただきました。

特に事務局からは、よろしいですかね。

○事務局　　　貴重なご意見、ありがとうございます。結構景観というものは、本当、人それぞれで、若干やっぱり感ずるものが違うかったりする。非常に私も、今回担当になって難しいなと思っております。来週、景観審議会もございます。そこでも様々な分野の学識の経験者の方のご意見もいただきながら、あまりいろんな意見を聞くと、逆に議論が発散してしまう可能性もあるんですけれども、その辺、貴重なご意見をいただきながら、今後も景観施策を進めてまいりたいと思っております。

　以上でございます。

○会長　　　もうこのまま進行を事務局にお戻しをいたします。

○事務局　　　それでは、以上をもちまして、本日の予定は全て終了させていただきます。今後の審議会のスケジュールにつきましては、今回、本年度最後の審議会の予定となっております。次回は、恐らく来年度、来年度といいますか、今年の８月開催になるのかなと思っております。正式な案内文につきましては、後日改めて委員の皆様にご案内しますので、よろしくお願いいたします。

　本日は、どうもありがとうございました。

（閉会　午後３時１６分）